資料名	ページ	行目		項目		旧	新
実施方針 (表紙)				_		「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、「準天頂衛星システムの運用等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第1項及び第3項の規定により、平成24年9月21日に策定及び公表した「準天頂衛星システムの運用等事業」に関する実施方針について、民間事業者からの質問、意見等を踏まえて変更を行ったので、同条第4項の規定により、別冊のとおり公表します。
実施方針	2	17	第 1	1.	(5)	(なし)	また、落札者は、航空保安無線施設の設置許可等の許認可等を取得したうえでSBAS (Satellite-Based Augmentation System) にも対応するサービスを提供する可能性について、(9)②に定める事業契約の締結までに、国とともに検討を行う。
実施方針	2	31	第 1 ①	1.	(5)	エ 航空保安無線施設の設置許可等SBAS(※)運用に 必要となる許認可等の取得	(削除)
実施方針	2	33	第 1 ①	1.	(5)	<u>才</u>	工
実施方針	2	34	第 1 ①	1.	(5)	<u>b</u>	土
実施方針	3	1	第 1 ①	1.	(5)	生	力
実施方針	3	2	第1 ①	1.	(5)	※ SBAS (Satellite-Based Augmentation System) : 準天頂衛星システムを活用した新たな航法補強システムをいう。	(削除)
実施方針	4	3	第1	1.	(8)	国が事業契約に基づき、 <u>総合システムの運用等</u> を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。	国が事業契約に基づき、 <u>サービス</u> を開始してから事業 期間終了までの期間にわたり平準化して支払うことと する。
実施方針	5	6	第1	1.	(10)	⑧航空法(昭和27年法律第231号)	(削除)
実施方針	5	7	第1	1.	(10)	<u>⑨</u>	<u>®</u>

資料名	ページ	行目	項目	I	li li	新
実施方針	6	20	第2 2. (1		なお、有識者委員会の構成員は <u>入札公告時に示す。</u>	なお、有識者委員会の構成員は <u>以下のとおり。ただし、必要に応じ専門委員を置くことができるものとする。</u> <u>委員長 山内 弘隆 一橋大学大学院 商学研究科教授</u> <u>副委員長 黒沢 義孝 日本大学 経済学部 教授</u> <u>郵委員 坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会電子情報利活用推進部 次長</u> <u>委員 田中 英隆 株式会社格付投資情報センター 常務執行役員</u> <u>委員 続橋 聡 一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長</u> <u> 西村あさひ法律事務所 弁護土</u>
実施方針	8	20	第2 3. (1	1)	(なし)	④ 公共専用信号配信サービスに係る契約条件の協議公共専用信号配信サービスには高い秘匿性が求められることから、これに係る要求水準(信号仕様、性能要求、公共専用信号配信センターの構成要求及び機能要求、運用に関する要求等)の詳細については、国が別途定め、落札者に通知する。また、SPC及び公共専用信号配信サービスに関与する企業に対しては、本サービスを提供するうえで必要な秘密保全措置を求めることとする。このため、国は、落札者決定後速やかに、公共専用信号配信サービスの要求水準の詳細を通知したうえで、当該落札者との間で、価格その他の契約条件について協議を行う。かかる協議結果については、国とSPCとの間で締結する事業契約に反映する。手続きの詳細については入札公告時に示す。
実施方針	11	29	第2 3. (2 ①(エ)			株式会社日本総合研究所(同協力事務所として財団法人航空保安無線システム協会、株式会社日立製作所、有人宇宙システム株式会社及び西村あさひ法律事務所)及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構
実施方針	12	14	第2 3. (2 ②(イ)		ただし、静止衛星又は周回衛星は必ずしも測位衛星である必要は <u>なく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。</u>	ただし、静止衛星又は周回衛星は必ずしも測位衛星である必要は <u>ない。</u>
実施方針	12	16	第2 3. (2 ②(イ)		軌道上試験終了から軌道外投棄までの <u>運用経験</u> を有す るとともに、	軌道上試験終了から軌道外投棄までの <u>追跡管制及び</u> ミッション運用の経験を有するとともに、

資料名	ページ	行目		項目		旧	新
実施方針	12	20	第 2 ②(イ)		(2)	延べ15年・機以上の静止衛星又は周回衛星の <u>運用経験</u> を有すること。	延べ15年・機以上の静止衛星又は周回衛星の <u>追跡管制</u> <u>及びミッション運用の経験</u> を有すること。
実施方針	14	15	第3	2.	(3)	また、国は、航空保安無線施設の設置許可等の取得及び認証作業の実施に要する費用について、事業契約で定めた期日までに設置許可等を取得できる見込みがないと国が判断した場合は、手続きの達成状況に応じてサービス対価を減額することができる。	(削除)
実施方針	14	25	第3	2.	(4)	このため、事業期間中に新たな衛星の製造及び <u>打上げ</u> が実現し、地上システム及び運用内容等の変更が必要になった場合には、	このため、事業期間中に新たな衛星の製造及び <u>打ち上</u> <u>げ</u> が実現し、地上システム及び運用内容等の変更が必 要になった場合には、
実施方針	20	8	第8	1.	(3)	実施方針に関する説明会を次のとおり開催し、事業の 内容、事業者の募集及び選定に関する事項等について 国の考え方を提示する。 なお、参加を希望する者は原則として事前に申し込む こと。	実施方針に関する説明会は平成24年9月28日に開催済みであり、実施方針の変更にあたっては、再度の説明会は開催しない。
実施方針	20	11	第8	1.	(3)	① 開催日時 平成24年9月28日(金)10時30分から11時3 0分まで	(削除)
実施方針	20	13	第8	1.	(3)	② 開催場所 内閣府宇宙戦略室 大会議室 住所:東京都港区赤坂1-11-28 常和赤坂一丁目ビル5 E 電話:03-5114-1958	(削除)
実施方針	20	17	第8	1.	(3)	③ 申込方法 実施方針説明会参加申込書(様式1)により、FAX 又は電子メールにて平成24年9月27日(木)14 時までに次のあて先まで提出のこと(※電子メールの 場合はMicrosoft Wordにより作成したファイルを添付 のこと)。 内閣府宇宙戦略室 準天頂衛星システム担当 電話:03-5114-1958 FAX:03-3505-5971 電子メールアドレス: junten. group@cao. go. jp	(削除)
実施方針	20	26	第8	1.	(3)	① 注意事項 説明会当日は、実施方針等を配布しない。 参加人数は、1事業者3名までとする。	(削除)

資料名	ページ	行目		項目		E	新
実施方針	21	2	第8	1.	(4)	(なし)	① 対象箇所 国は、実施方針のうち、以下の変更を行った箇所に関する質問又は意見を次のとおり受け付ける。 ・「航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要となる許認可等の取得」の削除及び関連規定の追加(実施方針 第1 1. (5))・「公共専用信号配信サービスに係る契約条件の協議」の規定の追加(実施方針 第2 2. (11))・「サブメータ級測位補強サービス」に係る規定の変更(業務要求水準書(案)4.2項)・「測位技術実証プラットフォームサービス」に係る規定の追加(業務要求水準書(案)4.7.4項、5.3.8項) ・その他、上記に関連する規定の変更なお、対象箇所以外については、質問又は意見の受付及び回答の公表を実施済みであり、再度の受付及び回答の公表を実施済みであり、再度の受付及び回答の公表は行わない。
実施方針	21	2	第8 ①	1.	(4)	① 受付期間 平成24年 <u>9</u> 月 <u>21</u> 日(<u>金</u>) 公表後より 平成24年 <u>10</u> 月 <u>5</u> 日(<u>金</u>) 12時まで(必着)	② 受付期間 平成24年 <u>11</u> 月 <u>13</u> 日(<u>火</u>) 公表後より 平成24年 <u>11</u> 月 <u>16</u> 日(<u>金</u>) 12時まで(必着)
実施方針	21	5	第8 ②	1.	(4)	② 提出方法 実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式 <u>2、3</u>)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。	③ 提出方法 ①の対象箇所に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式1、2)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。
実施方針	21	20	第8 ②	1.	(4)	提出方法に関する問合せ先は、 <u>③</u> の提出先とする。	提出方法に関する問合せ先は、④の提出先とする。
実施方針	21	22	第8 ③	1.	(4)	③ 提出先	④ 提出先
実施方針	21	29	第8 ④	1.	(4)	④ 回答方法	⑤ 回答方法
実施方針	21	31	第8 ④	1.	(4)	実施方針に関する質問及び質問に対する <u>回答を、⑤の</u> 予定日に、	実施方針に関する質問及び質問に対する <u>回答(①の対象箇所に関するものに限る。)を、⑥の予定日に、</u>
実施方針	22	4	第8 ⑤	1.	(4)	⑤ 回答公表予定日 平成24年 <u>10</u> 月 <u>19</u> 日(<u>金</u>)	⑥ 回答公表予定日 平成24年 <u>11</u> 月 <u>21</u> 日(<u>水</u>)
実施方針	22	19	第8	2.		平成24年 <u>10</u> 月頃 特定事業の選定	平成24年 <u>11</u> 月頃 特定事業の選定
実施方針	22	21	第8	2.		平成24年 <u>11</u> 月頃 第一次審査資料の受付	平成24年 <u>12</u> 月頃 第一次審査資料の受付

資料名	ページ	行目	項目	E	新
実施方針	22	27	第8 2.	平成30年 4月頃 運用開始	平成30年 4月頃 <u>サービス</u> 開始
業務要求水準書(案)		目次	(なし)	4.7.4 測位技術実証プラットフォームサービス
業務要求水準書(案)		目次	(なし)	<u>5.3.8 測位技術実証設備</u>
業務要求水準書(案)		目次	5.3. <u>8</u> 局間通信網	5. 3. <u>9</u> 局間通信網
業務要求水準書(案))		目次	(なし)	5.4.1 地上システムと測位技術実証設備に係る外部機 関とのインタフェース
業務要求水準書(案)		目次	5. 4. 1	5. 4. 2
業務要求水準書(案)		目次	5. 4. 2	5. 4. 3
業務要求水準書(案)		目次	5. 4. 3	5. 4. 4
業務要求水準書(案)		目次	5. 4. 4	5. 4. 5
業務要求水準書(案)		目次	5. 4. 5	5. 4. 6
業務要求水準書(案			目次	5. 4. 6	5. 4. 7
業務要求水準書(案))		目次	6.5 衛星-地上間の <u>打上げ</u> 前適合性試験	6.5 衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 前適合性試験
業務要求水準書(案)		目次	6.6.1 衛星-地上間の <u>打上げ</u> 後End to End試験	6.6.1 衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 後End to End試験
業務要求水準書(案)		目次	6.9.1 航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要 となる許認可等の取得	(削除)
業務要求水準書(案)		目次	6. 9. 2	6. 9. 1
業務要求水準書(案			目次	6. 9. 3	6. 9. 2
業務要求水準書(案			目次	6. 9. 4	6. 9. 3
業務要求水準書(案		6	2. 1	(なし)	(2) IS-GPS-705 REV B, Navstar GPS Space
NOTE OF	, I_			(3.0)	Segment/Navigation user Interfaces, September 21,
					2011
業務要求水準書(案) 2	6	2. 1	(なし)	(3) IS-GPS-800 REV B, Navstar GPS Space
	′ [O .	2. 1		Segment/User Segment L1C Interface, September 21,
					2011
業務要求水準書(案) 2	6	2. 1	(2)	(4)
業務要求水準書(案)		8	2. 1	(3) RTCA/DO-229D, Minimum Operational Performance	(削除)
小切女小小十日 (末)	′		<u></u>	Standards for Global Positioning System/Wide Area	(1111/11/)
				Augmentation System Airborne Equipment, December	
				13, 2006	
業務要求水準書(案)) 2	10	2. 1	(4)	(5)
業務要求水準書(案) 5	5	3. 3		衛星システムの開発・整備及び <u>打ち上げ</u> は、・・・
未切女小小平百(未	,		0. 0	円生マノ・/ 中ツ/	

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	5	15	3. 3. 1	④ 航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要となる許認可等の取得	(削除)
業務要求水準書	(案)		16	3. 3. 1	<u>(5)</u>	<u>4</u>
業務要求水準書		5	17	3. 3. 1	<u>6</u>	5
業務要求水準書	(案)		18	3. 3. 1	$\overline{\mathbb{O}}$	<u>⑥</u>
業務要求水準書	(案)		19	3. 3. 1	8	7
業務要求水準書	(案)	5	20	3. 3. 1	9	8
業務要求水準書	(案)	5	21	3. 3. 1	10	9
業務要求水準書	(案)	5	24	3. 3. 2	① 衛星システムの開発・整備及び <u>打上げ</u>	① 衛星システムの開発・整備及び <u>打ち上げ</u>
業務要求水準書	(案)	7	2	4	ミッション要求について、サービス <u>毎</u> に・・・	ミッション要求について、サービス <u>ごと</u> に・・・
業務要求水準書	(案)	7	11	4. 1. 1	なお、他のGNSSへの拡張については、別途指示する。	(削除)
業務要求水準書	(案)	7	12	4. 1. 1	準天頂衛星	準天頂衛星システム
業務要求水準書	(案)	7	22	4. 1. 3	信頼 <u>区間</u>	信頼 <u>水準</u>
業務要求水準書	(案)	8	19	4. 1. 6	インテグリティはシステムが使用されるべきでない時にタイムリーに <u>警告</u> を出す能力と定義する。	インテグリティはシステムが使用されるべきでない時 にタイムリーに <u>警報</u> を出す能力と定義する。
業務要求水準書	(案)	9	9	4. 1. 7		詳細は適用文書 (1) の3章及び <u>(5)</u> の5章 (5.1項~ 5.3項、5.5項及び5.6項) による。
業務要求水準書	(案)	9	17	⊠4. 1. 7-1	(なし)	反時計回りの方向は位相の遅れを示す。 各信号の位相は変調ビットが0のときの相対位相を示す。
業務要求水準書	(案)	10	1	4. 1. 7	(なし)	4.1.7.1 「みちびき」での相対位相関係 L1CDの変調ビットが0のときの搬送波L1CDの位相を0度 とするとき、L1CDの変調ビットが1のときは、搬送波 L1CDは180度反転している。L1CPの変調ビットが1のと きは搬送波L1CPの位相は90度進んでおり、L1CPの変調 ビットが0のときは、搬送波L1CPの位相は90度遅れてい る。L1-C/Aの変調ビットが0のときの搬送波L1-C/Aの位 相は0度であり、L1-C/Aの変調ビットが1のときの搬送 波L1-C/Aの位相は180度反転している。

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書		10		4. 1. 7	(なし)	4.1.7.2 新規に開発・整備する衛星(または現在のGPS(BlockIII) L1C)での相対位相関係L1CDの変調ビットが0のときの搬送波L1CDの位相を0度とするとき、L1CDの変調ビットが1のときは搬送波L1CDは180度反転している。L1CPの変調ビットが0のときは搬送波L1CPの位相は0度であり、L1CPの変調ビットが1のときは搬送波L1CPの位相は180度反転している。L1-C/Aの変調ビットが1のときの搬送波L1-C/Aの位相は90度進んでおり、L1-C/Aの変調ビットが0のときの搬送波L1-C/Aの位相は90度遅んでおり、L1-C/Aの変調ビットが0のときの搬送波L1-C/Aの位相は90度遅れている。
業務要求水準書		10	8	表4. 1. 7-1 L5 占有帯域幅	<u>24</u> МНz (± <u>12</u> МНz)	<u>24.9</u> MHz (± <u>12.45</u> MHz)
業務要求水準書	(案)	10	10	表4. 1. 7-1	※ 最低信号強度は、3dBiの利得を持つ直線偏波の地上付近のユーザアンテナで、L1Cについては大気減衰 0.5dB を考慮し、仰角5度以上の衛星について正しい指向条件で、最小となる出力レベルを示す。 また、周波数調整結果によって決定する最大許容信号強度を超えないこと。	方性アンテナを地上付近に設置し、仰角10度以上の可
業務要求水準書	(案)	11	2	4. 2		衛星測位の補強のための信号として、 <u>L1帯で</u> サブメータ級測位補強信号 <u>(以下、「L1Sa信号」という。)を提供する</u> 。サブメータ級測位補強信号は準天頂軌道衛星、静止軌道衛星より常時提供すること。
業務要求水準書	(案)	11	6	4. 2. 1		L1Sa信号サブメータ級測位補強サービスの補強対象 は、準天頂衛星システムのL1-C/A信号及びGPSのL1-C/A 信号とすること。
業務要求水準書	(案)	11	8	4. 2. 1	なお、他のGNSSへの拡張については、別途指示する。	(削除)
業務要求水準書	(案)	11	9	4. 2. 1	②L5S信号サブメータ級測位補強サービス 本サービス・・・とすること。なお、他のGNSSへの拡 張については、別途指示する。	(削除)
業務要求水準書	(案)	11	13	4. 2. 1	※ L1-C/A信号及びL5信号の定義は、表4.1.7-1による。	※ <u>L1-C/A信号</u> の定義は、表4.1.7-1による。

業務要求水準書(業) 11 22 4.2.3 ② 1.13信号サブメータ級測位補強サービス (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除)	資料名	ページ	行目	項目	E	新
・ 水平結度: 2m以下 (958) ・ 乗商政権度: 2m以下 (958) ・ 元年成長度: 2m以下 (958) ・ 大きたし、突発的な電離販活動の影響を受ける時間については、国上協議の上、精度の算出から除くことができる。 ・ 大きん。	業務要求水準書(案)	11			① L1S信号サブメータ級測位補強サービス	(削除)
ビスが利用できる確率をサービスアベイラビリティとは、 して定義する。サービス範囲内で以下を満足すること。	業務要求水準書(案)		27		水平精度: 2m以下 (95%) 垂直精度: 3m以下 (95%) ただし、突発的な電離層活動の影響を受ける時間については、国と協議の上、精度の算出から除くことができる。	(削除)
業務要求水準書(案) 12 9 $4.2.5$ $1-8 \times 10^{-6}/15$ 秒以上 $1-2 \times 10^{-4}/hour$ 以上	業務要求水準書(案)	12	2	4. 2. 4	ビスが利用できる確率をサービスアベイラビリティと して定義する。サービス範囲内で以下を満足するこ と。	コンステレーションサービスアベイラビリティとは、 衛星4機のうち少なくとも3機が健康な状態において、 正常に各信号が使用できる確率をいう(※)。コンス テレーションアベイラビリティは、以下を満足すること。 0.99 以上 ※衛星や地上の設備に故障により衛星1機の信号が正常に使用できない時間は他の3機にて補完するという考え方による。 (2)衛星1機ごとのサービスアベイラビリティ 衛星1機毎のサービスアベイラビリティとは、衛星や地上設備の故障等の時間を除いた、衛星1機の信号が正常に使用できる確率をいう。 衛星1機毎のサービスアベイラビリティは、以下を満足すること ・準天軌道衛星: 0.97以上 ・静止軌道衛星: 0.97以上 ・静止軌道衛星: 0.97以上 (3)高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティ高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティとは、衛星4機のうち少なくとも3機が健康な状態において、衛星が仰角60度以上(ただし、日本とその近傍)にて、正常に信号が使用できる確率をいう。 高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティとは、衛星4機のうち少なくとも3機が健康な状態において、衛星が仰角60度以上(ただし、日本とその近傍)にて、正常に信号が使用できる確率をいう。 高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティは以下を満足すること。
	業務要求水準書(案)	12	9	4. 2. 5	<u>1-8×10⁻⁶/15秒以上</u>	<u>1-2×10⁻⁴/hour以上</u>

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	12		4. 2. 6		にタイムリーに <u>警報に必要な情報を提供する能力</u> と定義する。インテグリティを <u>危険な誤誘導情報の発生し</u>
業務要求水準書	(案)	12	14	4. 2. 6	<u>誤誘導情報(HMI)</u> の発生しない確率: <u>1-2×10⁻⁷/approach以上</u> approach(1進入にかかる時間)は150秒と定義する。	<u>誤誘導情報</u> の発生しない確率: <u>1×10⁻⁵/hour以下</u>
業務要求水準書	(案)	12	17	4. 2. 6	警報時間(TTA): 6.2秒以下	警報時間(TTA): 10秒以下
業務要求水準書	(案)	12	23	4. 2. 6	①L1S信号サブメータ級測位補強サービス 警報限界を水平40m、垂直50mとする。 ②L5S信号サブメータ級測位補強サービス 警報限界を水平40m、垂直35mとする。	警報限界についてはユーザ要求に依存することから、アプリケーションごとのユーザ受信機側でユーザ受信機がアプリケーション固有の警報限界を設定しサブメータ級測位補強情報から警報を発することとする。例えば、歩行者ナビゲーションや自動走行支援アプリケーションであれば道路幅を基準に警報限界を設定すること等が想定される。
業務要求水準書	(案)	13	2	4. 2. 7	本要求は、L1S信号サブメータ級測位補強サービスに適用する。TTFFは、ユーザがL1S信号を捕捉可能になった時点から測位に必要な衛星の情報を受信完了するまでの時間として定義する。	
業務要求水準書	(案)	13	7	4. 2. 8	信号の詳細は適用文書 (2) の3章 (3.7.3.1.5) 及び (3) の2章 (2.1.1.3) による。	(削除)
業務要求水準書	(案)	13	8	4. 2. 8	<u>LIS信号</u> の主要特性は、表4.2.8-1とすること。	<u>L1Sa信号</u> の主要特性は、表4.2.8-1とすること。
業務要求水準書	(案)	13	9	表4.2.8-1 タイトル	表4.2.8-1 <u>L1S信号</u> 主要特性	表4.2.8-1 <u>L1Sa信号</u> 主要特性
業務要求水準書	(案)	13	12	表4.2.8-1 信号名称	<u>L1S</u>	<u>L1Sa</u>

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	13	12	表4. 2. 8-1 占有帯域幅	<u>24.0</u> MHz (± <u>12.0</u> MHz)	<u>30.69</u> MHz (± <u>15.345</u> MHz)
業務要求水準書	(案)	13	12	表4.2.8-1 信号強度	- <u>161</u> dBW以上- <u>149.5</u> dBW以下	- <u>158.5</u> dBW以上- <u>152.5</u> dBW以下
業務要求水準書	(案)	13	13	表4. 2. 8-1		※ 最低の信号強度は、円偏波受信で0dBiの利得を持つ 等方性アンテナを <u>地上付近</u> に設置し、 <u>仰角10度</u> 以上の 可視の衛星からの信号を受信した時、最低となる出力 レベルを示す。また、周波数調整結果によって決定す る最高の信号強度を超えないこと。
業務要求水準書	(案)	13	15	4. 2. 8	L5S信号の主要特性は、表4.2.8-2とすること。	(削除)
業務要求水準書	(案)	13	16	表4.2.8-2	<u>表4. 2. 8-2</u>	(削除)
業務要求水準書	(案)	14	2	4. 2. 9	(なし)	L1Sa信号のメッセージタイプは適用文書(5)の5.4項に よる。
業務要求水準書	(案)	14	2	4. 2. 9	本要求は、 <u>L1S信号</u> サブメータ級測位補強サービスに適 用する。	本要求は、 <u>L1Sa信号</u> サブメータ級測位補強サービスに 適用する。
業務要求水準書	(案)	14	2	4. 2. 9	L5S 信号メッセージタイプに関しては、ICAOの国際標 準における2周波SBASに係る改訂による。	(削除)
業務要求水準書	(案)	14	4	4. 2. 9	(※) 。	各メッセージタイプに対応したメッセージの内容は、 適用文書 <u>(4)</u> の3章(3.7.3.4.6)の規定に従うこと (※)。
業務要求水準書	(案)	14	6	4. 2. 9	ただし、メッセージタイプ62については、内部識別子を付けて簡易メッセージ情報及びTTFF関連情報用に割り当てること。さらに、将来の技術進展により、対流圏遅延補正など性能向上に繋がる情報を送信する場合にも、メッセージタイプ62に割り当てることを想定する。なお、国際標準の改訂が行われた場合は、適切なメッセージタイプを割り当てること。	がる情報を送信する場合はメッセージタイプ40~51、 62を割り当てることを想定する。また、割り当てにつ

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書(案)	14	11	4. 2. 9	※ 準天頂軌道衛星におけるQZSエフェメリス及びQZS アルマナックについては、国際標準の改訂が行われた 場合は改訂後の標準に合わせること。改訂として、 メッセージタイプ9,17を使用するケースあるいは、予 備のメッセージタイプを使用するケースが想定され る。ここでは、例として、メッセージタイプ58,59に割 り当て、メッセージタイプ9,17をN/Aとしている。	※ 準天頂軌道衛星におけるQZSエフェメリス及びQZS アルマナックについては、 <u>ここでは例として、メッ</u> セージタイプ58,59に割り当てているが、今後国との協 議の上、決定する。
業務要求水準書(案)	14		表4. 2. 9-1	<u>(SBAS 内容(参考)の全列)</u>	(削除)
業務要求水準書(案)	14	17	表4. 2. 9-1	<u>L1S内容</u> (静止軌道衛星)	L1Sa内容 (静止軌道衛星)
業務要求水準書(案)	14	17	表4.2.9-1	<u>L1S内容</u> (準天頂軌道衛星)	L1Sa内容(準天頂軌道衛星)
業務要求水準書(案)	14	28	表4.2.9-1 L1S内容 (静止軌 道衛星)	SBAS時刻情報	時刻情報
業務要求水準書(案)	14	28	表4.2.9-1 L1S内容 (準天頂 軌道衛星)	SBAS時刻情報	時刻情報
業務要求水準書(案)	15		表4. 2. 9-1	(SBAS 内容(参考)の全列)	(削除)
業務要求水準書(案)	15	4	表4.2.9-1 L1S内容 (静止軌 道衛星)	<u>SBASサービスメッセージ</u>	サービスメッセージ
業務要求水準書(案)	15	4	表4.2.9-1 L1S内容 (準天頂 軌道衛星)	<u>SBASサービスメッセージ</u>	サービスメッセージ
業務要求水準書(案)	15	7	表4.2.9-1 L1S内容 (準天頂 軌道衛星)	QZSエフェメリス (国際標準の状況による)	QZSエフェメリス
業務要求水準書(案)	15	9	表4.2.9-1 L1S内容 (準天頂 軌道衛星)	QZSアルマナック <u>(国際標準の状況による)</u>	QZSアルマナック
業務要求水準書(案)	15	12	表4.2.9-1 L1S内容 (静止軌 道衛星)	簡易メッセージ/初期位置算出支援(TTFF)	リザーブ

資料名		ページ	行目	項目	<u> </u>	新
業務要求水準書	(案)	15	12	表4. 2. 9-1 L1S内容 (準天頂 軌道衛星)	簡易メッセージ/初期位置算出支援(TTFF)	<u>リザーブ</u>
業務要求水準書	(案)	16	5	4. 3. 1	準天頂衛星	準天頂衛星システム
業務要求水準書	(案)	17	2	4. 3. 6	インテグリティはシステムが使用されるべきでない時 にタイムリーに <u>警告</u> を出す能力と定義する。	インテグリティはシステムが使用されるべきでない時 にタイムリーに <u>警報</u> を出す能力と定義する。
業務要求水準書	(案)	17	26	表4.3.8-1 占有帯域幅	<u>39.0</u> MHz (± <u>19.5</u> MHz)	<u>42.5</u> MHz (±2 <u>1.25</u> MHz)
業務要求水準書	(案)	17	27	表4. 3. 8-1	上付近のユーザアンテナで、大気減衰0.2dBを考慮し、	※ 最低信号強度は、円偏波受信で0dBiの利得を持つ等 方性アンテナを地上付近に設置し、仰角10度以上の可 視の衛星からの信号を受信した時、最低となる出力レ ベルを示す。また、周波数調整結果によって決定する 最高信号強度を超えないこと。
業務要求水準書	(案)	19	4	4. 5	<u>簡易メッセージ情報については、</u> ・・・	<u>簡易メッセージ情報については、例えば、</u> ・・・
業務要求水準書	(案)	19	4	4. 5	適用文書 <u>(2)</u> の3章(3.7.3.4.6)に規定されている・・・	適用文書 <u>(4)</u> の3章(3.7.3.4.6)に規定されている・・・
業務要求水準書	(案)	20	2	4. 5. 3		簡易メッセージ配信サービスは、 <u>L1Sa信号</u> として提供 すること。 <u>L1Sa信号</u> の詳細は4.2.8項による。
業務要求水準書	(案)	20	4	4. 5. 3	簡易メッセージ <u>配信最大頻度は、1メッセージ/15</u> <u>秒・・・</u>	簡易メッセージ <u>配信頻度は15秒間に1メッセージ以</u> 上・・・
業務要求水準書	(案)	20	6	4. 5. 4	<u>暗号化等適切な</u> スプーフィング防止対策を講じること。	<u>適切な</u> スプーフィング防止対策を講じること。
業務要求水準書	(案)	20	8	4. 5. 5	メッセージデータのフォーマットは、 <u>L1S信号</u> と同じであり、図4.5.5-1に示す通りである。	メッセージデータのフォーマットは、 <u>L1Sa信号</u> と同じであり、図4.5.5-1に示す通りである。

資料名	ページ	行目	項目	E	新
業務要求水準書(案)	24	20	4. 7. 4	(なし)	4.7.4 測位技術実証プラットフォームサービス L1信号及びL5信号の2周波及びその測位補強信号を使った衛星測位技術は電離層遅延誤差補正やマルチパス除去等により著しく測位精度を向上できることから、次世代の高精度衛星測位技術として世界的にも注目されているため、測位技術実証プラットフォームを構築することで実証機会を提供するとともに、日本及びアジア太平洋地域における準天頂衛星システムの利用拡大を目的とした実証を行うこと。 測位技術実証には表4.7.4.1-1に信号特性を示す準天頂軌道衛星のL5Sa信号、静止軌道衛星のL1Sb信号、L5Sb信号を使用する。 利用拡大方策及びサービス利用の在り方を以下に示す。
業務要求水準書(案)	24	20	4. 7. 4. 1	(なし)	4.7.4.1 利用拡大方策 L1信号及びL5信号の2周波及びその測位補強信号を使った測位技術実証プラットフォーム提供を目的として、以下の方策を実施すること。 ① 測位技術実証設備(以下、「実証設備」という。)を整備すること。 ② 実証設備は実証設備に係る外部機関とのインタフェースを持つこと。 ③ 測位技術実証に必要となるインタフェース仕様を作成し、公開すること。 ④ 測位技術実証に必要となる技術支援を行うこと。 ⑤ SPCは自らL1信号及びL5信号の2周波及びその測位補強信号を使った衛星測位技術の開発、アジア太平洋地域での利用拡大を目的とした実証に取り込むこと。
業務要求水準書(案)	24	20	表4. 7. 4. 1-1	(なし)	(表4.7.4.1-1を追加)
業務要求水準書(案)	24	20	4. 7. 4. 2	(なし)	4.7.4.2 サービス利用の在り方 実証に必要となる設備を含めサービスの在り方につい ての詳細は国と協議することとする。また、本サービ スは、有償で提供することができる。
業務要求水準書(案)	25		図5. 1. 1-1	(なし)	測位技術実証設備
業務要求水準書(案)	26		図5. 1. 1-2	測位補強信号 <u>L1S, L5S, L6b</u>	測位補強信号 <u>L1Sa, L6b</u>
業務要求水準書 (案)	26		図5. 1. 1−2	(なし)	<u>測位技術実証信号 L1Sb, L5Sa, L5Sb</u>

資料名	ページ	行目	項目	ΙΉ	新
業務要求水準書(案)	26		図5. 1. 1-2	(なし)	測位技術実証信号 Ku帯(静止軌道衛星向)、C帯(準 天頂軌道衛星向)
業務要求水準書(案)		3	図5. 1. 1-2	※3 LISミッション搭載ペイロードをベントパイプ方式 とした場合はKu帯を追加する。	(削除)
業務要求水準書(案)	28	14	5. 1. 2. 3 (2)	<u>(ただし、L1S及びL5S信号においては、ミッション搭載ペイロードをベントパイプ方式とした場合を除く)</u>	(削除)
業務要求水準書 (案)	28	21	表5.1.2-1	<u>(Ku带※2)</u>	(削除)
業務要求水準書(案)	28		表5.1.2-1 「みちびき」 変調方式	搬送波方式	位相変調方式
業務要求水準書(案)	28		表5. 1. 2-1 新規開発・整備衛 星 変調方式	搬送波方式	<u>位相変調方式</u>
業務要求水準書(案)	28	25	表5. 1. 2-1	※2 LISミッション搭載ペイロードをベントパイプ方式 とした場合はKu帯を追加する。	(削除)
業務要求水準書(案)	29	7	5. 1. 2. 5		4章に規定するサービス <u>ごと</u> のアベイラビリティを達成するために、地上システム及び衛星の稼働率を以下のように配分する。
業務要求水準書(案)	30	2	5. 1. 2. 5 (2)	アベイラビリティ0.95を満足させるため、以下を <u>満足</u> することとする。 準天頂軌道衛星 ・ 0.97以上 静止軌道衛星 ・ 0.81以上 衛星は稼働率要求を満足させるため、軌道制御、姿勢	衛星の移働率については4章に規定する衛星1機ごとのサービスアベイラビリティ(準天頂軌道衛星:0.95、静止軌道衛星:0.80)を満足させるため、以下を満足するように運用すること。 準天頂軌道衛星 ・ 0.97以上 静止軌道衛星 ・ 0.81以上 衛星の上記の稼働率要求を満足させるため、軌道制御、姿勢制御等による測位補完サービス停止時間や停止頻度を最小とするよう衛星製造事業者は配慮するものとする。またサブメータ級測位補強サービス及びメッセージ通信サービスは、軌道制御、姿勢制御時にも、サービスを中断させないこと。

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	33	6	5. 3. 1. 1	地上システム配置 <u>(例)</u> を図5.3.1-1に示す。	地上システム配置 <u>例</u> を図5.3.1-1に示す。
業務要求水準書	(案)	33		図5. 3. 1-1	(なし)	測位技術実証設備
業務要求水準書	(案)	33	7	図5. 3. 1-1	※ 各センターは、・・・	※ 各センター及び測位技術実証設備は、・・・
業務要求水準書	(案)	33	9	図5. 3. 1-1	図5.3.1-1 地上システム配置 <u>(例)</u>	図5.3.1-1 地上システム配置 <u>例</u>
業務要求水準書	(案)	34	11	5. 3. 1. 2	EAL: Evaluation <u>Assuarance</u> Level	EAL: Evaluation <u>Assurance</u> Level
業務要求水準書	(案)	35	7	5. 3. 1. 2 (2) (a)	また、必要に応じてユーザID <u>毎</u> にアクセス権限を付加し、権限のないユーザの操作から保護すること。	また、必要に応じてユーザID <u>ごと</u> にアクセス権限を付加し、権限のないユーザの操作から保護すること。
業務要求水準書	(案)	36	6	5. 3. 2. 1	主管制局の機能ブロック <u>図</u> を図5.3.2-1に示す。	主管制局の機能ブロック <u>図例</u> を図5.3.2-1に示す。
業務要求水準書	(案)	36		図5. 3. 2-1	(なし)	測位技術実証設備
業務要求水準書	(案)	36	7	図5. 3. 2-1	図5.3.2-1 主管制局の機能ブロック <u>図</u>	図5.3.2-1 主管制局の機能ブロック <u>図例</u>
業務要求水準書	(案)	36	14	5. 3. 2. 2 (1)	(なし)	(b) 衛星システムの健全性の監視を行うこと。
業務要求水準書	(案)	36	14	5. 3. 2. 2 (1)	(b)	(c)
業務要求水準書			15	5. 3. 2. 2 (1)	(c)	(d)
業務要求水準書			16	5. 3. 2. 2 (1)	(d)	(e)
業務要求水準書	12 1 47	37	1	5. 3. 2. 2	(2) 測位補完信号作成機能 国内外に設置する複数の監視局から得られる <u>準天頂衛星</u> 並びにGPSの測位信号情報をもとに、 <u>準天頂衛星</u> 及びGPSの軌道・時刻推定、予報等を行い、航法信号を作成し、ゲートウェイ機能を通じて追跡管制局へ送信すること。	(2) 測位補完信号作成機能 国内外に設置する複数の監視局から得られる <u>準天頂衛星システム</u> 並びにGPSの測位信号情報をもとに、 <u>準天頂衛星システム</u> 及びGPSの軌道・時刻推定、予報等を行い、航法信号を作成し、ゲートウェイ機能を通じて追跡管制局へ送信すること。
業務要求水準書	(案)	38	7	5. 3. 3. 1	追跡管制局の機能ブロック <u>図</u> を図5.3.3-1に示す。	追跡管制局の機能ブロック <u>図例</u> を図5.3.3-1に示す。
業務要求水準書	(案)	38	8	図5. 3. 3-1	図5.3.3-1 追跡管制局の機能ブロック <u>図</u>	図5.3.3-1 追跡管制局の機能ブロック <u>図例</u>
業務要求水準書	(案)	38	10	5. 3. 3. 2	(なし)	下記機能要求を満足すること。機能区分は例である。
業務要求水準書	(案)	40	5	5. 3. 4. 1	監視局の機能ブロック <u>図</u> を図5.3.4-1に示す。	監視局の機能ブロック <u>図例</u> を図5.3.4-1に示す。
業務要求水準書	(案)	40	6	図5. 3. 4-1	図5.3.4-1 監視局の機能ブロック <u>図</u>	図5.3.4-1 監視局の機能ブロック <u>図例</u>
業務要求水準書	(案)	41	5	5. 3. 4. 2		① 準天頂衛星システム:L1-C/A、L1C、L2C、L5、 L6b、 <u>L1Sa、L1Sb、L5Sa、L5Sb</u>

資料名		ページ	行目	項目	IB	新
業務要求水準書		41		5. 3. 4. 2	信号が受信できること。	ただし、 <u>準天頂衛星システムの</u> L1Cは、「みちびき」と 新規開発・整備衛星で変調方式、位相が異なるため、 両方の信号が受信できること。
業務要求水準書	(案)	43	19	5. 3. 8	(なし)	測位技術実証設備
業務要求水準書	(案)	43	19	5. 3. 8. 1	(なし)	5.3.8.1 構成要求 実証設備は、外部機関とのインタフェース等より構成される。ただし、本設備については、必要な冗長構成のうち、サイトダイバーシティは要求しない。
業務要求水準書	(案)	43	19	5. 3. 8. 2	(なし)	5.3.8.2 機能要求 実証設備は以下の機能を有すること。 (1) 実証設備に係る外部機関とのインタフェース機能 (2) 実証設備に係る外部機関から送られるデータをも とに実証用測位補強信号の作成及びゲートウェイへの 送出 (3) SPCが自ら行う実証用測位補強信号の生成
業務要求水準書	(案)	43	19	5. 3. 8	5.3. <u>8</u> 局間通信網	5.3. <u>9</u> 局間通信網
業務要求水準書	(案)	43	20	5. 3. 8. 1	5.3. <u>8</u> .1 地上ネットワーク要求	5.3. <u>9</u> .1 地上ネットワーク要求
業務要求水準書		44	5	5. 4. 1	(なし)	5.4.1 地上システムと測位技術実証設備に係る外部機関とのインタフェース実証設備は、衛星測位利用拡大に向けた測位技術実証に供するため、実証設備に係る外部機関とのインタフェースを持つこと。詳細は国との協議の上、定める。
業務要求水準書			5	5. 4. 1	5. 4. 1	5. 4. 2
業務要求水準書			10	5. 4. 2	5. 4. 2	5. 4. 3
業務要求水準書			15	5. 4. 3	5. 4. 3	5. 4. 4
業務要求水準書			20	5. 4. 4	5. 4. 4	5. 4. 5
業務要求水準書			26	5. 4. 5	5. 4. 5	5. 4. 6
業務要求水準書		45	1	5. 4. 6	5. 4. 6	5. 4. 7
業務要求水準書	(案)	46		図6. 1. 1-1	<u>打上げ</u> 後End to End試験	<u>打ち上げ</u> 後End to End試験
業務要求水準書	(案)	46		図6. 1. 1-1	打上げ	<u>打ち上げ</u>
業務要求水準書	(案)	46		図6. 1. 1-1	<u>打上げ</u> 前適合性試験	<u>打ち上げ</u> 前適合性試験

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	47	4	6. 1. 2	なお、国の役割のうち、衛星システムの開発・整備・ <u>打上げ</u> 等については、・・・	なお、国の役割のうち、衛星システムの開発・整備・ <u>打ち上げ</u> 等については、・・・
業務要求水準書	(案)	47	14	表6. 1. 2-1	衛星-地上間の <u>打上げ</u> 前適合性試験	衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 前適合性試験
業務要求水準書	(案)	47	15	表6. 1. 2-1	<u>打上げ</u> 等(輸送、射場準備、 <u>打上げ</u> 、追跡管制、衛星 軌道上チェックアウト)	<u>打ち上げ</u> 等(輸送、射場準備、 <u>打ち上げ</u> 、追跡管制、 衛星軌道上チェックアウト)
業務要求水準書	(案)	52	13	6. 4	対象国は最大8カ国とし、・・・	監視局は、16か所(8か国に2か所ずつの設置を目安と する)を整備し、・・・
業務要求水準書	(案)	53	13	6. 4. 2. 2 (1)	なお、L1S信号及びL5S信号に係るハードウェアに関しては別途、国際標準等に準拠しているかを検証する国内認証作業に必要なハードウェア開発プロセスを適切に管理すること。	(削除)
業務要求水準書	(案)	53	20	6. 4. 2. 2 (2)	なお、L18信号及びL58信号に係るソフトウェアに関しては別途、国際標準等に準拠しているかを検証する国内認証作業に必要なソフトウェア開発プロセスを適切に管理すること。	(削除)
業務要求水準書	(案)	54	28	6. 4. 4	なお、L1S信号及びL5S信号に係るシステムに関しては 別途、国際標準等に準拠しているかを検証する国内認 証作業を実施するとともに、必要な審査会の実施を要 求すること。	(削除)
業務要求水準書	(案)	56	1	6. 5	6.5 衛星-地上間の <u>打上げ</u> 前適合性試験	6.5 衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 前適合性試験
業務要求水準書	(案)	56	2	6. 5		衛星製造事業者は、衛星と地上システムの <u>打ち上げ</u> 前 適合性試験を実施する。
業務要求水準書	(案)	57	7	6. 6. 1	6.6.1 衛星-地上間の <u>打上げ</u> 後End to End試験	6.6.1 衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 後End to End試験
業務要求水準書	(案)	57	8	6. 6. 1	SPCは、 <u>打上げ</u> られた各衛星を対象として、・・・	SPCは、 <u>打ち上げ</u> られた各衛星を対象として、・・・
業務要求水準書	(案)	57	12	6. 6. 2	SPCは、 <u>打上げ</u> られた各衛星を対象として、・・・	SPCは、 <u>打ち上げ</u> られた各衛星を対象として、・・・
業務要求水準書	(案)	57	24	6. 6. 4	なお、L18信号及びL58信号に係るシステムに関しては 別途、国際標準等に準拠しているかを検証する国内認 証作業を実施するとともに、必要な審査会の実施を要 求すること。	(削除)

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書(案)	57	28	6. 6. 4	② 衛星-地上間の <u>打上げ</u> 後End to End試験	② 衛星-地上間の <u>打ち上げ</u> 後End to End試験
業務要求水準書(案)	63	6	6. 8. 3. 3	(なし)	・測位技術実証設備に係る外部機関(5.4.1項参照。以 下同様。) 測位技術実証に必要なデータを送受信する。
業務要求水準書(案)	63	6	6. 8. 3. 3	(5.4. <u>1</u> 項 <u>参照。以下同樣。</u>)	(5. 4. <u>2</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	8	6. 8. 3. 3	(5. 4. <u>2</u> 項)	(5. 4. <u>3</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	11	6. 8. 3. 3	(5. 4. <u>3</u> 項)	(5. 4. <u>4</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	13	6. 8. 3. 3	(5. 4. <u>4</u> 項)	(5. 4. <u>5</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	16	6. 8. 3. 3	(5. 4. <u>5</u> 項)	(5. 4. <u>6</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	19	6. 8. 3. 3	(5. 4. <u>6</u> 項)	(5. 4. <u>7</u> 項)
業務要求水準書(案)	63	29	6. 8. 3. 4	・アルマナックデータ:原則日毎に <u>更新</u>	・アルマナックデータ:原則日ごとに <u>更新する。</u>
業務要求水準書(案)	66	2	6. 9. 1	6.9.1 航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要となる許認可等の取得 LIS信号及びL5S信号サブメータ級測位補強サービスについては、4.2項に記載の要求性能に応じたSBASの運用に必要となる航空法の設置許可その他必要な許認可等を取得して、SBASにも対応するサービスとして提供しなければならない。なお、LIS信号サブメータ級測位補強サービスの許認可等の取得については、電離層遅延補正に関して既知のアルゴリズムの活用や合理的なサービス範囲の設定等、費用及び所要期間の面から最も効率的な手法を採用すること。また、LIS信号サブメータ級測位補強サービスの許認可等の取得に必要となるコストの内訳を示す書類を応札時に添付すること。	(削除)
業務要求水準書(10			6. 9. 1
業務要求水準書(66	20			6. 9. 1. 1
			28	6. 9. 2. 2		6. 9. <u>1</u> . 2
			30			6. 9. <u>1</u> . 3
			2			6. 9. <u>1</u> . 4
			5	6. 9. 2. 5		6. 9. 1. 5
業務要求水準書(条)	67	7	6. 9. 3	6. 9. 3	6. 9. 2

資料名		ページ	行目	項目	旧	新
業務要求水準書	(案)	67	11	6. 9. 3	また、SPCは、測位補強信号用のPRN番号の取得に関して国が行う米国との <u>調整及びICAOへの連絡を</u> 円滑に進めるための技術支援を行うこと。	また、SPCは、測位補強信号用のPRN番号の取得に関して国が行う米国との <u>調整を</u> 円滑に進めるための技術支援を行うこと。
業務要求水準書	(案)	67	13	6. 9. 4	6. 9. 4	6. 9. 3
業務要求水準書	(案)	68	2	7	なお、国が別途調達する衛星システムの開発・整備、 <u>打上げ</u> 等のスケジュールが・・・	なお、国が別途調達する衛星システムの開発・整備、 打ち上げ等のスケジュールが・・・
業務要求水準書	(案)	68	12	7. 1. 2 (1)	新規開発・整備衛星の <u>打上げ</u> までの間を予定している。	新規開発・整備衛星の <u>打ち上げ</u> までの間を予定している。
業務要求水準書	(案)	68	14	7. 1. 2 (2)	国からSPCへの運用移管については、 <u>打上げた</u> 各衛星に ついて・・・	国からSPCへの運用移管については、 <u>打ち上げた</u> 各衛星 について・・・
業務要求水準書	(案)	69	2	添付資料1. 用語 の定義 SBAS	SBAS Satellite-Based Augmentation Systemの略。衛星の信号を利用して航空機の位置精度と信頼度の向上を図ることを目的とした航法補強システムの総称(米国WAAS、日本MSAS及び欧州EGNOS)。本業務要求水準書においては、準天頂衛星システムを活用した新たな航法補強システムをいう。	(削除)
業務要求水準書	(案)	71	16	添付資料2. 略語 集	HMI Hazardous Misleading Information	(削除)
業務要求水準書	(案)	72	16	添付資料2. 略語 集	SBAS Satellite-Based Augmentation System	(削除)
業務要求水準書			2	集	WAAS Wide Area Augmentation System	(削除)
サービス対価の第 支払方法(案)	章定及び	1	15	1 (1)	施設・設備整備費は、「運用開始時に係る施設・設備整備費」及び「SBAS(※)に係る施設・設備整備費」から構成される。 ※ SBAS (Satellite-Based Augmentation System): 準天頂衛星システムを活用した新たな航法補強システムをいう。	施設・設備整備費は、「 <u>施設・設備費」、「その他費用」、「割賦手数料」及び「消費税等」</u> から構成される。

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	1	19	1 (1) ①	① 運用開始時に係る施設・設備整備費 運用開始時に係る施設・設備整備費は、「運用開始時 に係る施設・設備費」、「運用開始時に係るその他費 用」、「運用開始時に係る割賦手数料」及び「運用開 始時に係る消費税等」から構成される。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	1	23	1 (1) ①ア	発・整備等に要する費用として、	① 施設・設備費 施設・設備費には、総合システムの設計・検証等及び 地上システムの開発・整備等に要する費用として、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	2	6	1 (1) ①イ	イ 運用開始時に係るその他費用 運用開始時に係るその他費用には、運用開始時に係る 総合システムの設計・検証等及び地上システムの開 発・整備等にあたって必要となる費用として、	② その他費用 その他費用には、総合システムの設計・検証等及び地 上システムの開発・整備等にあたって必要となる費用 として、
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	2	9	1 (1) ①イ	融資組成手数料その他施設・設備開発・整備等に関して必要と認められる費用等を含む。	融資組成手数料その他施設・設備開発・整備等に関して必要と認められる費用等を含む。 <u>また、サービス開始日以前の維持管理及び運用に要する費用も含む。</u>
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	2	11	1 (1) ①ウ	及び (イ) に定める回数による施設・設備費及びその	③ 割賦手数料 割賦手数料は、3 (3) <u>①ア</u> 及び <u>イ</u> に定める回数による施設・設備費及びその他費用の、分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	2	19	1 (1) ①ウ	なお、上記 <u>ア</u> の費用について、	なお、上記 <u>①</u> の費用について、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		21	1 (1) ①エ	工 運用開始時に係る消費税等 上記 <u>ア、イ</u> から課税対象外のものを除いた費用に係る 消費税及び地方消費税とする。	④ 消費税等 上記①、②から課税対象外のものを除いた費用に係る 消費税及び地方消費税とする。
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)		24	1 (1) ②	② SBASに係る施設・設備整備費 SBASに係る施設・設備整備費は、「SBASに係る施設・ 設備費」、「SBASに係るその他費用」、「SBASに係る 割賦手数料」及び「SBASに係る消費税等」から構成される。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	2	27	1 (1) ②ア	ア SBASに係る施設・設備費 SBASに係る施設・設備費には、航空保安無線施設の設 置許可等SBAS運用に必要となる許認可等の取得に必要 となる費用等を含む。	(削除)

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)		30	1 (1) 27	イ SBASに係るその他費用 SBASに係るその他費用には、航空保安無線施設の設置 許可等SBAS運用に必要となる許認可等の取得にあたっ て必要となる費用として、建中金利、融資組成手数料 その他必要と認められる費用等を含む。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	3	4	1 (1) ②ウ	ウ SBASに係る割賦手数料 SBASに係る割賦手数料は、3 (3) ①イ (ア) (イ) に定める回数による施設・設備費及びその他費 用の、分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦 金利とする。 割賦手数料の料率は、基準金利と、応募者の提案によ る利ざや (スプレッド) の合計とする。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	3	10	1 (1) ②エ	エ SBASに係る消費税等 上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る 消費税及び地方消費税とする。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	3	15	1 (2)	このうち、「全衛星共通の維持管理費等」については 運用開始日から事業期間の終了日までの期間に対応し た費用とし、	このうち、「全衛星共通の維持管理費等」については サービス開始日から事業期間の終了日までの期間に対 応した費用とし、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	3	19	1 (2) ①	全衛星共通の維持管理費等には、 <u>運用</u> 開始日から事業 期間の終了日までの期間において、	全衛星共通の維持管理費等には、 <u>サービス</u> 開始日から 事業期間の終了日までの期間において、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	3	23	1 (2) ②		各衛星に係る維持管理費等には、 <u>サービス</u> 開始日から 各衛星の運用終了日までの期間において、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	3	28	1 (3)	「全衛星共通の運用費等」については <u>運用</u> 開始日から 事業期間の終了日までの期間に対応した費用とし、	「全衛星共通の運用費等」については <u>サービス</u> 開始日から事業期間の終了日までの期間に対応した費用とし、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	4	2	1 (3) ①	全衛星共通の運用費等には、 <u>運用</u> 開始日から事業期間 の終了日までの期間において、	全衛星共通の運用費等には、 <u>サービス</u> 開始日から事業 期間の終了日までの期間において、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	4	8	1 (3) ②	各衛星に係る運用費等には、 <u>運用</u> 開始日から各衛星の 運用終了日までの期間において、	各衛星に係る運用費等には、 <u>サービス</u> 開始日から各衛星の運用終了日までの期間において、
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	5	6	2 表1	<u>内訳</u>	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	5	7	2 表1 項目 施設・設備整備費 ①	①運用開始時に係る施設・設備費	(削除)

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	5	7	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ①ア	ア 運用開始時に係る施設・設備費	① 施設・設備費
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		17	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ①イ	<u>イ 運用開始時に係るその他費用</u>	② その他費用
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	5	22	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ①ウ	ウ 運用開始時に係る割賦手数料	③ 割賦手数料
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		24	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ①エ	エ 運用開始時に係る消費税等	<u>④ 消費税等</u>
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		17	れる費用の内容 施設・設備整備費 ①イ	・事業者の開業に伴う諸費用 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他 <u>運用開始時に係る施設・設備開発・整備等</u> に 関して必要と認められる費用等	・事業者の開業に伴う諸費用 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・サービス開始日以前の維持管理及び運用に要する費 用 ・その他 <u>開発・整備等</u> に関して必要と認められる費用
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)		26	2 表1 項目 施設・設備整備費	②SBASに係る施設・設備整備費	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		26	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ②	ア SBASに係る施設・設備費	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		29	施設・設備整備費 ②	イ SBASに係るその他費用	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)		32	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ②	<u>ウ SBASに係る割賦手数料</u>	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	5	34	2 表1 内訳 施設・設備整備費 ②	エ SBASに係る消費税等	(削除)

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	5	26	2 表1 構成される費用の内容施設・設備整備費 ②ア	・航空保安無線施設の設置許可等SBAS運用に必要とな る許認可等の取得に要する費用	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	5	29	2 表1 構成さ れる費用の内容 施設・設備整備費 ②イ	・建中金利・融資組成手数料・その他必要と認められる費用等	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	5	32	2 表1 構成される費用の内容 施設・設備整備費 ②ウ	・割賦手数料	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	5	34	2 表1 構成さ れる費用の内容 施設・設備整備費 ②エ	・消費税及び地方消費税	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	7	4	3 (1)	このため、国は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体として <u>運用</u> 開始日以降事業期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。	このため、国は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体として <u>サービス</u> 開始日以降事業期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	7	19	3 (3) ①	ア 運用開始時に係る施設・設備整備費	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	7	20	3 (3) ①7	(ア) 運用開始時に係る施設・設備費 運用開始時に係る施設・設備費は、事業期間中、 <u>運用</u> 開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払 いを予定している。	ア <u>施設・設備費</u> 施設・設備費は、事業期間中、 <u>サービス開始日</u> 以降、 年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定し ている。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	7	23	3 (3) ①ア	(イ) 運用開始時に係るその他費用 運用開始時に係るその他費用は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定している。	イ その他費用 その他費用は、事業期間中、サービス開始日以降、年 2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予定して いる。
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	7	26	3 (3) ①ア	上システムを賃借により調達する場合に要する費用を	ウ 割賦手数料 割賦手数料 2回、全30回の支払いを予定している。 支払額は、上記 <u>ア、イ</u> の合計金額のうち、地上システムを賃借により調達する場合に要する費用を除外した額を元本とし、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定する。

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	8	4	3 (3) ①ア	(エ) 運用開始時に係る消費税等 運用開始時に係る消費税等については、上記(ア)、 (イ)から課税対象外のものを除いた費用に係る消費 税及び地方消費税相当額を事業期間にわたり、当該費 用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。	工 消費税等 消費税等については、上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を 事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せ て支払うものとする。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	8	8	3 (3) ①	イ SBASに係る施設・設備整備費 SBASに係る施設・設備整備費については、事業契約で 定めた支払額を上限として、運用開始以降、アとあわ せて平準化して支払うことを予定している。 ただし、事業契約で定めた期日までに航空保安無線施 設の設置許可等を取得できる見込みがないと国が判断 した場合は、設置許可等の取得に係る手続きの達成状 況に応じた額を支払うこととする。 現段階で想定する支払額の算定及び支払方法は以下の 通りであり、詳細は入札公告時に示すこととする。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	8	16	3 (3) ①イ	(ア) SBASに係る施設・設備費 SBASに係る施設・設備費は、事業期間中、運用開始以 降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予 定している。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	8	19	3 (3) ①イ	(イ) SBASに係るその他費用 SBASに係るその他費用は、事業期間中、運用開始以 降、年2回、全30回、元利均等払いにより支払いを予 定している。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	8	22	3 (3) ①イ	(ウ) SBASに係る割賦手数料 SBASに係る割賦手数料は、事業期間中、運用開始以 降、年2回、全30回の支払いを予定している。 支払額は、上記(ア)、(イ)の合計金額を元本と し、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定す る。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	8	27	3 (3) ①/	(エ) SBASに係る消費税等 SBASに係る消費税等については、上記(ア)、(イ)から課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。	(削除)
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	2	3 (3) ②		維持管理費のうち全衛星共通の維持管理費等については、 <u>サービス</u> 開始日から事業期間の終了日までの期間にわたる支払いを予定している。

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	4	3 (3) 2		衛星製造の遅延、 <u>打ち上げ</u> 時期の変更、軌道上での寿命の延長等の事由によって運用期間が変更された場合は、
サービス対価の算定及び 支払方法 (案)	9	8	3 (3) 27	全衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、 <u>運用開始</u> 以降、年2回、全30回の支払いを予定している。	全衛星共通の維持管理費等は、事業期間中、 <u>サービス</u> 開始日以降、年2回、全30回の支払いを予定してい る。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	14	3 (3) ②イ	各衛星に係る維持管理費等は、事業期間中、 <u>運用開始</u> 以降、各衛星の運用終了日まで、年2回、全30回の支 払いを予定している。	各衛星に係る維持管理費等は、事業期間中、 <u>サービス</u> 開始日以降、各衛星の運用終了日まで、年2回、全30 回の支払いを予定している。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	22	3 (3) ③	運用費のうち全衛星共通の運用費等については、 <u>運用</u> 開始日から事業期間の終了日までの期間にわたる支払いを予定している。	運用費のうち全衛星共通の運用費等については、 <u>サービス</u> 開始日から事業期間の終了日までの期間にわたる 支払いを予定している。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	24	3 (3) ③		衛星製造の遅延、 <u>打ち上げ</u> 時期の変更、軌道上での寿命の延長等の事由によって運用期間が変更された場合は、
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	9	28	3 (3) 37	全衛星共通の運用費等は、事業期間中、 <u>運用開始</u> 以降、年2回、全30回の支払いを予定している。	全衛星共通の運用費等は、事業期間中、 <u>サービス開始</u> 且以降、年2回、全30回の支払いを予定している。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	10	3	3 (3) ③イ	各衛星に係る運用費等は、事業期間中、 <u>運用開始</u> 以降、各衛星の運用終了日まで、年2回、全30回の支払いを予定している。	各衛星に係る運用費等は、事業期間中、 <u>サービス開始</u> 旦以降、各衛星の運用終了日まで、年2回、全30回の 支払いを予定している。
サービス対価の算定及び 支払方法(案)	10	11	3 (3) 4	その他の費用は、事業期間中、 <u>運用開始</u> 以降、年2 回、全30回の支払いを予定している。	その他の費用は、事業期間中、 <u>サービス開始日</u> 以降、 年2回、全30回の支払いを予定している。
リスク分担表(案)	1	24	No. 6	航空保安無線施設の設置基準等の法制整備に関するもの	(削除)
リスク分担表(案)	1	26	No. 7	上記に基づく航空保安無線施設の設置許可等の取得に 関するもの	(削除)
リスク分担表 (案)	1, 2, 3		No. 8∼78	<u>No. 8∼78</u>	<u>No.6~76</u> (No.6及び7の削除により、項目番号を変更) (同一主旨のため集約して記載)
リスク分担表 (案)	1, 2, 3		No. 22, 24, 55, 59, 7 2, 75	国が別途実施する衛星製造事業及びロケット <u>打上げ</u> 事 業に起因するもの	国が別途実施する衛星製造事業及びロケット <u>打ち上げ</u> 事業に起因するもの(同一文言のため集約して記載)